

奥州市空き工場賃借料補助金（概要）

奥州市内で継続して事業活動を行う意思を有して空き工場を借用する方に対して、月額賃料の2分の1に相当する額以内の額(月額30万円を上限)で補助します。

補助の要件	市内で継続して事業活動（製造業等）を行う意思を有して空き工場等を賃借する方で、当該賃借後6ヶ月以内において空き工場等に対する固定資産投資額として3,000万円以上を投資し、かつ、新規雇用者を5人以上確保する場合（製造業以外の場合は16人以上）
補助期間	3年間
その他	《賃貸物件の借主が次に該当する場合は補助対象外》 1. 貸主の商法上の子会社又は関連会社となっている場合 2. 前年度の売り上げの50%以上を貸主からの受注に依存している場合

平成24年4月より以下の適用となりました。

- (1)対象区域の緩和 ～市内9工業団地から**市内全域**に対象区域を緩和しました。
(市・空き工場等リストへの登録完了が要件となります)
- (2)対象要件の緩和 ～新規雇用者数の要件を5人以上に緩和しました。
(改正前は10人以上)
- (3)対象業種の緩和 ～製造業、ソフトウェア業(小分類391)、自然科学研究所(小分類711)に限られていた業種を下記業種にも緩和しました。

情報通信業(大分類G)、道路貨物運送業(中分類44)、倉庫業(中分類47)、運輸に付帯するサービス業(中分類48 ※倉庫業等)、卸売業(大分類I)、サービス業(他に分類されないもの 大分類R)のうち、要綱第2条第4号に規定する新規雇用の人数が16人以上の場合)に該当する企業とする。

■リストに登録できる物件の範囲(空き工場に限る。)

- 面積要件 延べ床面積150㎡(約50坪)以上を原則とします。
- 法規制要件 用途地域の指定等により要綱第2条第1号に規定する工場等として認めることが適当でない物件については、登録できないものとします。(詳しくは担当までお問い合わせ下さい。)

■リスト・奥州市ホームページ掲載の必須項目等

- 必須項目 物件名、所在地、土地面積、建物面積(延べ床面積)
- 任意項目 構造、天井高、売却・賃貸希望価格、インフラ(電力、上下水)状況、用途地域、アクセス、操業年月・業種、閉鎖年月、駐車場、備考
- 所有者項目 所有者に係る連絡先等の情報は、リスト掲載に留め奥州市ホームページへの掲載は行わないこととします。(所有者等から特に要望があった場合を除きます。)

【担当】

商工観光部企業振興課 企業立地推進室

電話番号 0197-24-2111(内線292) FAX 0197-51-2373

E-Mail kigyoul@city.oshu.iwate.jp